

業務管理体制の整備及び届出

① 業務管理体制整備届

新たに介護サービス事業者となった場合に届出が必要となります。介護保険法による事業所等の指定等を受けていない者（法人）が初めて事業所等の指定を受けた場合がこれに当たります。

■ 届出に必要な書類

書類の種類	様式	留意事項
業務管理体制整備届	第18号様式	法令遵守責任者（※1）を選任する必要があります。
法令遵守規程の概要（※2）	任意様式	<u>事業所の数（※3）が20以上の介護サービス事業者のみ</u>
業務執行の状況の監査の方法の概要	任意様式	<u>事業所の数が100以上の介護サービス事業者のみ</u>

※1 「法令遵守責任者」……法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者。

- ・ 介護サービス事業者（法人）で1名を選任してください。
- ・ 何らかの資格等を要するものではありません。
- ・ 法人の代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。
- ・ 事業所の管理者等、専従が要件となっている者であっても法令遵守責任者として選任することができます。

※2 「法令遵守規程」……業務が法令に適合することを確保するための規定をいいます。

- ・ 事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令を遵守させるための内容を盛り込む必要があります。
- ・ 必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。
- ・ 改めて概要を作成する必要はなく、規程の全文を添付して差し支えありません。

※3 「事業所等の数」……介護サービス事業者が指定又は許可を受けている事業所又は施設の数。

- ・ 事業所等の数には介護予防サービス事業所も数えます。（「みなし事業所」（※4）は除外）
（例）訪問看護と予防訪問看護の指定を併せて受けている場合 → 2事業所
- ・ 総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は、事業所等の数から除いてください。

※4 「みなし事業所」……保険医療機関（病院、医院、歯科医院）又は保険薬局が行う居宅サービス及び介護予防サービス（（介護予防）居宅療養管理指導、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション及び（介護予防）通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき介護保険法の指定があったものとみなされている事業所（介護保険法第71条及び第115条の10）。

- ・ 一旦みなしの辞退を行い改めて指定を受けた事業所、平成21年3月31日以前に保険医療機関が指定を受けた（介護予防）通所リハビリテーション事業所については、事業所等の数から除外します。

■ 届出先

区分	届出先
(1) 事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
(2) 事業所等が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の 都道府県知事 (主たる事務所の所在地が山口県 の場合は山口県知事)
(3) 事業所等が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
(4) 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、事業所等 が同一市町内にのみ所在する事業者	(3)を除く市町長
(5) (1)から(4)以外の事業者	山口県知事

■ 届出窓口

- ・長門市役所高齢福祉課介護支援班

※ 1部提出してください。

■ 事業者(法人)番号の情報提供

- ・市より届出をいただいた法人に文書にて通知します(届出を受理してから1月以内)。

※ 事業者(法人)番号は、事業所番号とは異なる番号で、介護サービス事業者(法人)に対して1つ付番されるものです。下記の業務管理体制届出事項変更届等の提出が必要となった場合には、この番号を記入して届け出る必要があります。

② 業務管理体制届出事項変更届

既に業務管理体制整備届の届出をしている介護サービス事業者について、下記の届出事項に変更があった場合は、「業務管理体制届出事項変更届(第19号様式)」を提出する必要があります。

■ 届出が必要な変更事項

- ・ 事業者(法人)の名称の変更
- ・ 主たる事務所(本店)の所在地の変更
- ・ 代表者の氏名・住所・職名の変更
- ・ 法令遵守責任者の氏名の変更
- ・ 法令遵守規程の概要・業務執行の状況の監査の方法の概要の変更(届出をしている事業者に限る。)
- ・ 事業所等の数の変更(整備すべき業務管理体制が変更になる場合(20箇所に達する場合等)のみ)

■ 添付書類、届出窓口

- ・ 業務管理体制整備届と同様です。

③ 業務管理体制区分変更届

業務管理体制整備届の「届出先」に変更が生じた場合は、下記の届出を行う必要があります。

届出の種類	事由	様式
区分変更届	(ア) 厚生労働大臣又は都道府県知事、他市区町村長から長門市長に変更になった場合	業務管理体制区分変更届 (第18号様式)
	(イ) 長門市長から厚生労働大臣又は都道府県知事、他市区町村長に変更になった場合	変更後の届出先の定める様式

■ 記入方法

- ・ 「業務管理体制区分変更届（様式第18号）」を提出するとともに、変更前の届出先に対しても長門市長に提出する届出書類と同じものを提出する必要があります。
- ・ 変更後の届出先において定められている様式を使用して、変更後の届出先に提出するとともに、同じものを長門市長にも提出する必要があります。

■ 添付書類

- ・ 業務管理体制整備届と同様です。

※ ただし、上記（イ）の場合において、変更後の届出先が異なる定めをしている場合は、その届出先の定めるところに従ってください。